集合契約による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書の委任状

代理人：一般社団法人岐阜県医師会

委任者

1. 医療機関名：
2. 郵便番号　：
3. 住所　　　：
4. 電話番号　：
5. 代表者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

期間：集合契約による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律第15条に基づく調査に関する事務契約の期間に準ずる

当院は、一般社団法人岐阜県医師会長に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

PCR検査（鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液、喀痰、唾液）又は抗原検査（鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液、唾液）を実施することを希望する場合

〇新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査（鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液、喀痰、唾液）又は抗原検査（鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液、唾液）の実施について、岐阜県等からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

〇当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの都道府県等に対する表明

（以下、全ての□にチェックがつくことが必要）

□　疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられていること（少なくとも診察室は分ける等の動線分離や時間帯の分離が望ましい）こと

□　必要な検査体制が確保されていること

□　医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その３）」（令和２年１０月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること。

　・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

・採取された各種検体を検査センターに外部委託（外注）する際には、包装責任者が3重包装すること。

・鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

・エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その３）」（令和２年１０月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）（抜粋）

２．新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）を診察する際の感染予防策について

（１）各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。

・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

・同患者から採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

・同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。

・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。

・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

（注）

・この委託契約にあたり当該医療機関は帰国者・接触者外来に準じた扱いになるため行政から求めがあった場合、行政検査や精査・入院治療に協力すること（努力義務）。

・帰国者・接触者外来に準じた扱いになるため新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）への入力による都道府県への報告が義務付けられる。

・採取検体に関して咽頭拭い液を推奨するが、患者本人による唾液検体等の採取（自己採取）等を行う場合は、採取容器の感染防止に十分な指導をすること。